

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、熊本県漁業調整規則（令和 2 年熊本県規則第 51 号）第 4 条第 21 号に規定するかご漁業ばいかご漁業につき、熊本県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和 2 年（2020 年）12 月 1 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
かご漁業	ばいかご漁業	有共第 1 号共同漁業権漁場内	3 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 荒尾市荒尾、宮内出目、大島町、増永、一部、蔵満に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
かご漁業	ばいかご漁業	有共第 6 号及び同第 21 号共同漁業権漁場内	3 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 玉名市滑石に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
かご漁業	ばいかご漁業	有共第 8 号共同漁業権漁場内	3 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 玉名市横島町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
かご漁業	ばいかご漁業	有共第 9 号共同漁業権漁場内	3 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 熊本市西区河内町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
かご漁業	ばいかご漁業	有共第 9 号及び同第 21 号共同漁業権漁場内	3 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 熊本市西区河内町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
かご漁業	ばいかご漁業	有共第 10 号共同漁業権漁場内	3 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 熊本市西区西松尾町、松尾町近津に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
かご漁業	ばいかご漁業	有共第 10 号、同第 11 号及び同第 12 号共同漁業権漁場内	3 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 熊本市西区西松尾町、松尾町近津に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
かご漁業	ばいかご漁業	有共第 11 号共同漁業権漁場内	3月1日から 12月31日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 熊本市西区小島、小島下町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
かご漁業	ばいかご漁業	有共第 12 号及び同第 21 号共同漁業権漁場内	3月1日から 12月31日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 熊本市西区沖新町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
かご漁業	ばいかご漁業	有共第 12 号共同漁業権漁場内	3月1日から 12月31日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 熊本市西区沖新町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
かご漁業	ばいかご漁業	有共第 13 号共同漁業権漁場内	3月1日から 12月31日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 熊本市南区畠口町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
かご漁業	ばいかご漁業	有共第 15 号及び同第 21 号共同漁業権漁場内	3 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 熊本市南区海路口町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
かご漁業	ばいかご漁業	有共第 15 号共同漁業権漁場内	3 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 熊本市南区川口町、銭塘町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
かご漁業	ばいかご漁業	有共第 15 号及び同第 21 号共同漁業権漁場内	3 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 宇土市住吉町、網津町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
かご漁業	ばいかご漁業	有共第 19 号共同漁業権漁場内	3 月 1 日から 12 月 31 日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 宇土市長浜町、戸口町、下網田町、赤瀬町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
かご漁業	ばいかご漁業	火共第1号及び同第6号共同漁業権漁場内	3月1日から 12月31日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 宇城市不知火町、長崎、御領、小曾部に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
かご漁業	ばいかご漁業	火共第2号及び同第6号共同漁業権漁場内	3月1日から 12月31日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 八代市に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
かご漁業	ばいかご漁業	火共第3号共同漁業権漁場内田浦地先	3月1日から 12月31日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 芦北町大字田浦町、大字海浦、大字小田浦、大字井牟田に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
かご漁業	ばいかご漁業	天共第1号共同漁業権漁場内	3月1日から 12月31日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 上天草市大矢野町中、登立に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
かご漁業	ばいかご漁業	別記1のとおり	3月1日から 12月31日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 上天草市大矢野町維和に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
かご漁業	ばいかご漁業	別記2のとおり	3月1日から 12月31日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 天草市北浜町、本渡町広瀬に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
かご漁業	ばいかご漁業	別記3のとおり	3月1日から 12月31日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 天草市五和町御領に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者
かご漁業	ばいかご漁業	天共第7号共同漁業権漁場内	3月1日から 12月31日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 天草郡苓北町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
かご漁業	ばいかご漁業	別記4のとおり	3月1日から 12月31日まで	許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 天草市牛深町に住所を有する者 2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者

2 許可等をすべき船舶の数

0

3 許可又は起業の認可を申請すべき期間

定めなし

## 別記 1

### 操業区域（大矢野町維和地先）

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、アを結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

- 基点 1 熊本県漁場基点火第 5 号（宇城市三角町（以下、「三角町」という。）戸馳大崎の鼻）
- 基点 2 熊本県漁場基点天第 41 号（上天草市大矢野町（以下、「大矢野町」という。）大瀉塔ノ崎東端）
- 基点 3 熊本県漁場基点天第 54 号（大矢野町上大戸ノ鼻南端）
- 基点 4 熊本県漁場基点火第 7 号（三角町戸馳島灯台）
- ア 基点 1 と三角町寺島灯標を見通した線から基点 1 を基点として右へ 292 度 40 分、181 メートルのところ
- イ 基点 2 と三角町三角岳山頂を見通した線から基点 2 を基点として右へ 63 度 29 分、720 メートルのところ
- ウ 維和禿島西端より真方位 270 度、180 メートルのところ
- エ 横島北端より真方位 90 度、180 メートルのところ
- オ 笹島西端と長砂連東端を結ぶ線の中央点
- カ 基点 3 から上天草市松島町（以下、「松島町」という。）船人島北端を見通した線上、基点 3 から 900 メートルのところ
- キ 基点 3 から松島町太郎丸岳山頂を見通した線上、基点 3 から 720 メートルのところ
- ク 基点 3 と松島町下大戸ノ岬灯台を見通した線から基点 3 を基点として右へ 344 度 20 分、540 メートルのところ
- ケ 基点 3 と八代市小築島北東端を見通した線から基点 3 を基点として右へ 8 度 14 分、900 メートルのところ
- コ 基点 4 と八代市弁天島山頂を見通した線から基点 4 を基点として右へ 5 度 30 分、1,230 メートルのところ
- サ 基点 4 と弁天島山頂を見通した線から基点 4 を基点として右へ 2 度 32 分、663 メートルのところ
- シ 基点 4 と弁天島山頂を見通した線から基点 4 を基点として右へ 65 度 32 分、181 メートルのところ

## 別記 2

### 操業区域（天共第 5 号共同漁業権漁場内旧本渡市地先）

次のア、イ、ウを順次に結んだ線以南の天共第 5 号共同漁業権漁場内

- ア 天草市志柿町と天草市有明町との海岸線における境界点
- イ アから天草市五和町亀島北東端を見通した線上、アから 3,300 メートルのところ
- ウ 天草市本渡町と天草市佐伊津町との海岸線における境界



### 別記 3

#### 操業区域

次のア、イ、ウ、基点 1 を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（天共第 5 号共同漁業権漁場内 佐伊津地先）及び基点 1、ウ、エ、オ、基点 4 を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（天共第 6 号共同漁業権漁場内 御領地先）。

基点 1 熊本県漁場基点天第 118 号（天草市佐伊津町（以下、「佐伊津町」という。）と天草市五和町（以下、「五和町」という。）御領との旧海岸線における境界）

基点 2 熊本県漁場基点天第 111 号（天草市志柿町と天草市有明町大島子との境界）

基点 3 熊本県漁場基点天第 121 号（五和町長崎鼻東端）

基点 4 熊本県漁場基点天第 124 号（五和町鬼池港防波堤灯台）

ア 天草市本渡町広瀬と佐伊津町との海岸線における境界

イ 基点 2 から五和町亀島北東端を見通した線上、基点 2 から 3,300 メートルのところ

ウ 基点 1 と上天草市松島町高杓島山頂を見通した線から、基点 1 を基点として右へ 358 度 55 分、2,700 メートルのところ

エ 基点 3 と上天草市大矢野町湯島（以下、「湯島」という。）山頂を見通した線から、基点 3 を基点として右へ 15 度、1,800 メートルのところ

オ 基点 4 と湯島山頂を見通した線から、基点 4 を基点として右へ 6 度 10 分、1,800 メートルのところ

#### 別記 4

##### 操業区域（牛深町地先）

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シを順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。

##### 基点 1 熊本県漁場基点天第 161 号（天草市法ヶ島南東端）

ア 天草市牛深町（以下、「牛深町」という。）と天草市魚貫町（以下、「魚貫町」という。）の海岸線における境界

イ 牛深町と魚貫町の海岸線における境界から真方位 295 度、1,100 メートルのところ

ウ 天草市桑島三角点から真方位 355 度 20 分、2,040 メートルのところ

エ 天草市桑島三角点から真方位 323 度 20 分、3,110 メートルのところ

オ 天草市大島灯台から天草市沖の瀬頂点を見通した線上、沖の瀬頂点から 900 メートルのところ

カ 天草市大島灯台から天草市片島山頂を見通した線上、片島南端から 1,100 メートルのところ

キ 天草市砂月中神島南端から牛深町ガン瀬頂点を見通した線上、ガン瀬南端から 1,100 メートルのところ

ク 基点 1 と天草市築島東端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 307 度 40 分、2,000 メートルのところ

ケ 熊本県漁場基点天第 169 号（天草市戸島崩の鼻突端）から真方位 173 度、1,570 メートルのところ

コ 天草市勝崎南端から真方位 200 度、720 メートルのところ

サ 牛深町と天草市久玉町（以下、「久玉町」という。）との境界（コンド鼻）から真方位 101 度 47 分、540 メートルのところ

シ 牛深町と久玉町との境界（コンド鼻）